

香取広域市町村圏事務組合職員表彰規程

平成6年3月14日

訓令第1号

改正 平成19年4月1日訓令第4号

廃止 平成21年4月1日訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、香取広域市町村圏事務組合の職員（以下「職員」という。）で、職務に精励し顕著な功績があった者を表彰し、もってその功労に報いるとともに職員の勤労意欲の高揚と業務能率の増進を図ることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は次の各号の一に該当する職員に対して行う。

- (1) 20年以上本組合職員として勤続し、勤務成績が良好な者
- (2) 危険をかえりみず職務の遂行に当り、そのため死亡し、又は、不具はい疾となった者
- (3) 職務遂行上特に他の模範とするに足る行為があった者
- (4) 前各号のほか特に表彰することが適当と認められる事績があった者

(表彰者)

第3条 表彰は、管理者が行う。

(表彰候補の内申)

第4条 事務局長は、職員のうちで表彰に該当すると認められる者がいるときは、慎重に審査のうえ功績調書（別記様式）を添えて管理者に内申するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 管理者は、前条により内申のあった者について選考し、被表彰者を決定する。

(表彰期日)

第6条 表彰は毎年4月1日及び10月1日に行う。ただし、特に必要があるときは随時これを行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は原則として表彰状を授与して行う。

(追彰)

第8条 表彰を受ける者が死亡したときは、その死亡の日前にさかのぼって表彰し、

表彰状等は、その遺族に授与するものとする。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第4条）

功 績 調 書

氏名・年令	氏 名		年 月 日生 歳
現職（身分・職名）			
担 当 職 務			
在 職 年 数	年 月 日 ~ 年 月 日		
	月 日現在勤続年数		年 月
休 暇 等 日 数 （最近1年間）	休 暇 日	欠 勤 日	休 職 日
過 去 に お け る 主 な 賞 罰			
功 績 の 内 容			
そ の 他 参 考 事 項			